

公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団

評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団（以下「財団」という。）定款第16条及び第30条に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関して必要な事項を定める。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団に常時勤務する者、又は評議員会及び理事会がその勤務形態等からこれと等しく取り扱うことを決定した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

本財団は、常勤役員の職務執行の対価として、別表に定める役員報酬を支給することができる。

- 2 使用人を兼務する役員に対しては、役員報酬に使用人給与を加えて支給する。兼務する使用人に係る給与は、評議員会で決定する。
- 3 報酬は、年俸を年間就業月数で除した額を月額報酬として、毎月25日（休日に当たるときは順次前日に繰り上げる。）に支給する。
- 4 所得税、社会保険料その他法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 5 本財団は、評議員及び非常勤役員に対して、第9条に定める会議日当を支給することができる。

第4条（報酬等支給金額の決定）

報酬等支給金額の決定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員については、本財団定款第16条に定める報酬等総額の範囲内で、この規定に基づき算定した額を、評議員会の議決により決定する。
- (2) 役員については、報酬等総額を評議員会の議決により決定し、この規定に基づき算定した額を、理事については理事会の議決、監事については監事の協議により決定する。

第5条（支給基準）

常勤の役員報酬は、(別表1)に定める役位別報酬支給限度額（年間報酬）を上限とし、第4条に基づき決定する。

第6条（賞与）

評議員及び役員には、賞与を支給しない。

第7条（退職手当）

評議員及び役員には、退職手当を支給しない。

第8条（日割計算）

月の途中で異動を生じた場合の常勤役員の報酬は、その事実が発生した日を基準として、その月の全日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数につき、日割により計算する。

第9条（評議員及び非常勤役員に対する報酬）

評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会等の定例会議等、また研究成果発表会等の財団が主催する行事・イベント等に出席した場合は、出席1回につき、50,000円支給する。

- 2 非常勤監事の決算監査時は50,000円支給する。

第10条（費用）

評議員及び役員がその職務の遂行に当って負担した費用については、請求があったときに遅滞なく支払うものとする。ただし、特に必要があると認め

られるときは、前もって支払うことができるものとする。

2 評議員及び役員がその職務の遂行に当って有料の交通機関を利用（利用距離が1キロメートル以上の場合に限る。）する場合には、旅費規程に基づいて交通費を支給する。

3 評議員及び役員がその職務の遂行に当って必要な出張を行う場合には、旅費規程に基づいて日当及び交通費を支給する。

第11条（報酬の支給）

この規程に定める報酬及び費用は、通貨で直接本人に支給する。ただし、本人が自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法により支払うことができるものとする。

第12条（規程の改廃）

この規程の改定又は廃止は、評議員会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める設立の登記をした日から施行する。

2 この規程の一部を改訂し、令和4年6月10日から実施する。

3 この規程の一部を改訂し、令和6年3月8日から実施する。

別表1 役位別常勤役員報酬支給限度額

【役位】	【年間報酬】
理事長	12,000,000円
常務理事	7,200,000円
理事・監事	4,200,000円